

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大磯町条例第15号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-1型） 1台

2 取得金額

53,900,000円（税込み）

3 契約の相手方

東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司

令和7年3月17日提出

大磯町長 池田 東一郎